

平成31年7月1日施行分

・地域の統合について（参考）

第1種許可地域＝旧第1種許可地域＋旧第3種許可地域

第2種許可地域＝旧第2種許可地域＋旧第4種許可地域＋旧第5種許可地域

第3種許可地域＝旧第6種許可地域＋旧第7種許可地域

・許可の基準（規則第12条（別表第6の2（1））関係）

対象	現行	<u>7月1日施行</u>	手引きのページ番号
第1種許可地域 自家用広告物	—	イ 色彩に関する基準 <u>（ウ）蛍光塗料及び金銀色は、使用禁止とする。</u>	22ページ
	旧第1種許可地域 ウ 照明に関する基準 間接照明とし、光源に色彩は付けない。直接照明（内照式を含む。）は、次のとおりとする。 （ア）ネオンは、必要最小限の大きさかつ量とし、点滅しないものとする。	ウ 照明に関する基準 間接照明とし、光源に色彩は付けない。直接照明（内照式を含む。）の場合については、ネオン、 <b>LED等</b> は、 <b>白色</b> で必要最小限の大きさかつ量とし、点滅しないものとする。	
	旧第3種許可地域 ウ 照明に関する基準 間接照明とし、光源に色彩は付けない。直接照明（内照式を含む。）は、以下のとおりとする。 （ア）ネオンは、白色で必要最小限の大きさかつ量とし、点滅しないものとする。	ウ 照明に関する基準 間接照明とし、光源に色彩は付けない。直接照明（内照式を含む。）の場合については、ネオン、 <b>LED等</b> は、白色で必要最小限の大きさかつ量とし、点滅しないものとする。	

第1種許可地域 一般広告物	旧第1種許可地域 —	イ 色彩に関する基準 <u>(ウ) 蛍光塗料及び金銀色は、使用禁止とする。</u>	22ページ
	旧第3種許可地域 イ 色彩に関する基準 (ウ) 蛍光塗料は、使用禁止とする。	イ 色彩に関する基準 (ウ) 蛍光塗料 <u>及び金銀色</u> は、使用禁止とする。	
	旧第1種許可地域 ウ 照明に関する基準 間接照明とし、光源に色彩は付けない。 直接照明（内照式を含む。）は、以下のとおりとする。 (ア) ネオンは、白色で必要最小限の大きさかつ量とし、点滅しないものとする。  (イ) 可動式照明は、使用禁止とする。  旧第3種許可地域 ウ 照明に関する基準 間接照明とし、光源に色彩は付けない。 直接照明（内照式を含む。）は、以下のとおりとする。 (ア) ネオンは、白色で必要最小限の大きさかつ量とし、点滅しないものとする。  (イ) 可変表示式広告物及び可動式照明は、使用禁止とする。	ウ 照明に関する基準 間接照明とし、光源に色彩は付けない。 直接照明（内照式を含む。）は、以下のとおりとする。 (ア) ネオン、 <u>LED等</u> は、白色で必要最小限の大きさかつ量とし、点滅しないものとする。 (イ) <u>可変表示式広告物及び</u> 可動式照明は、使用禁止とする。  ウ 照明に関する基準 間接照明とし、光源に色彩は付けない。 直接照明（内照式を含む。）は、以下のとおりとする。 (ア) ネオン、 <u>LED等</u> は、白色で必要最小限の大きさかつ量とし、点滅しないものとする。 (イ) 可変表示式広告物及び可動式照明は、使用禁止とする。	

第2種許可地域 自家用広告物	イ 色彩に関する基準 (ウ) 蛍光塗料は、使用禁止とする。	イ 色彩に関する基準 (ウ) 蛍光塗料及び金銀色は、使用禁止とする。	
	ウ 照明に関する基準 間接照明とし、光源に色彩は付けない。直接照明（内照式を含む。）は、以下のとおりとする。 (ア) ネオンは、白色で必要最小限の大きさかつ量とし、点滅しないものとする。	ウ 照明に関する基準 間接照明とし、光源に色彩は付けない。直接照明（内照式を含む。）は、以下のとおりとする。 (ア) ネオン、LED等は、白色で必要最小限の大きさかつ量とし、点滅しないものとする。	
第2種許可地域 一般広告物	旧第2種許可地域 イ 色彩に関する基準 —	イ 色彩に関する基準 <u>(ウ) 蛍光塗料及び金銀色は、使用禁止とする。</u>	24ページ
	旧第4種許可地域・旧第5種許可地域 イ 色彩に関する基準 (ウ) 蛍光塗料は、使用禁止とする。	イ 色彩に関する基準 (ウ) 蛍光塗料及び金銀色は、使用禁止とする。	
	ウ 照明に関する基準 間接照明とし、光源に色彩は付けない。直接照明（内照式を含む。）は、以下のとおりとする。 (ア) ネオンは、白色で必要最小限の大きさかつ量とし、点滅しないものとする。	ウ 照明に関する基準 間接照明とし、光源に色彩は付けない。直接照明（内照式を含む。）は、以下のとおりとする。 (ア) ネオン、LED等は、白色で必要最小限の大きさかつ量とし、点滅しないものとする。	

第3種許可地域 自家用広告物	旧第6種許可地域 イ 色彩に関する基準 (ウ) 蛍光塗料は、使用禁止とする。	イ 色彩に関する基準 (ウ) 蛍光塗料及び金銀色は、使用禁止とする。
	旧第7種許可地域 イ 色彩に関する基準 —	イ 色彩に関する基準 <u>(ウ) 蛍光塗料及び金銀色は、使用禁止とする。</u>
	ウ 照明に関する基準 間接照明とし、光源に色彩は付けない。直接照明（内照式を含む。）は、以下のとおりとする。 (ア) ネオンは、白色で必要最小限の大きさかつ量とし、点滅しないものとする。	ウ 照明に関する基準 間接照明とし、光源に色彩は付けない。直接照明（内照式を含む。）の場合については、ネオン、 <u>LED等</u> は、白色で必要最小限の大きさかつ量とし、点滅しないものとする。
第3種許可地域 一般広告物	旧第6種許可地域 イ 色彩に関する基準 (ウ) 蛍光塗料は、使用禁止とする。	イ 色彩に関する基準 (ウ) 蛍光塗料及び金銀色は、使用禁止とする。
	旧第7種許可地域 イ 色彩に関する基準 —	イ 色彩に関する基準 <u>(ウ) 蛍光塗料及び金銀色は、使用禁止とする。</u>
	ウ 照明に関する基準 間接照明とし、光源に色彩は付けない。直接照明（内照式を含む。）は、以下のとおりとする。 (ア) ネオンは、白色で必要最小限の大きさかつ量とし、点滅しないものとする。	ウ 照明に関する基準 間接照明とし、光源に色彩は付けない。直接照明（内照式を含む。）は、以下のとおりとする。 (ア) ネオン、 <u>LED等</u> は、白色で必要最小限の大きさかつ量とし、点滅しないものとする。

・許可の基準（規則第12条（別表第6の3（1））関係）

対象	現行	<u>7月1日施行</u>	手引きのページ番号
第1種禁止地域 第2種禁止地域 第3種禁止地域 第4種禁止地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>色彩に関する基準</li> <li>・蛍光塗料は、使用禁止とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>色彩に関する基準</li> <li>・蛍光塗料<u>及び金銀色</u>は、使用禁止とする。</li> </ul>	第1種禁止地域 14ページ 第2種禁止地域 16ページ 第3種禁止地域 18ページ 第4種禁止地域 20ページ

・許可の基準（規則第12条（別表第6の3（4））関係）

対象	現行	<u>7月1日施行</u>	手引きのページ番号
第3種禁止地域 広告幕類（横断幕、懸垂幕）	(エ) <u>横断幕又は懸垂幕が建築物に付随する場合、1壁面に表示することができる個数はそれぞれ1個とする。</u>	(エ) <u>横断幕又は懸垂幕を表示等することができる合計の個数は、2個以下とする。ただし、意匠及び広告文が同一のものは、1壁面に1個とする。</u>	19ページ

・適用除外となる屋外広告物等の基準（規則第7条（別表第4）関係）

対象	現行	<u>7月1日施行</u>	手引きのページ番号
公共広告物の基準（条例第8条第1項第2号関係）	—	<u>(4) 色彩については、蛍光塗料及び金銀色は使用しない。</u>	29ページ
準公共広告物の基準（条例第8条第1項第4号関係）	—	<u>(7) 色彩については、蛍光塗料及び金銀色は使用しない。</u>	
公益施設への寄贈者名等表示広告物の基準（条例第8条第1項第5号関係）	—	<u>(4) 色彩については、蛍光塗料及び金銀色は使用しない。</u>	
管理広告物の基準（条例第8条第1項第6号関係）	—	<u>(8) 色彩については、蛍光塗料及び金銀色は使用しない。</u>	